

フィッシング詐欺（パスワード等の詐取）にご注意ください！

企業の名前を詐称して電子メールを送りつけ、「おめでとうございます一万円分のギフトカードの当選です」「有効期限を更新してください」などの巧みな文言によって、添付ファイルや偽のサイトを用意して ID やパスワード等を入力するよう促す事件が発生しております。

警察庁もホームページなどで注意喚起を呼びかけています。

1．当行からのお知らせ

当行が、インターネットバンキングサービス（モバイルバンキングサービスを含みます）の ID やパスワード、キャッシュカードの暗証番号、クレジットカード番号等について、電子メールで入力を求めたり、電話でお伺いすることはありません。

送信元として当行の名称（ドメイン名）（@yamanashibank.co.jp）や類似した名称が使われている電子メールを受信され、その内容が ID・パスワード、暗証番号、クレジットカード番号等の入力を求めるものであった場合は、決して入力されないようご注意ください。

2．フィッシング詐欺とは

英語では、「phishing」と書きますが、辞書にはまだ掲載されていない IT 用語です。

これは、利用者を釣るためのえさ（電子メール）が「sophisticated」（精巧）に組み込まれている意味から、魚釣り「fishing」との合成語として「phishing」という表記になっているようです。

この詐欺の一般的な手口は以下のような手順で行われます。

- （1）実在の金融機関やクレジットカード会社、ショッピングサイトなどを装った電子メールを送付する。
- （2）電子メールにリンクを貼り付けて、その金融機関やショッピングサイトにそっくりな「罠のサイト」に呼び込む。（添付ファイルで入力を促すものもあります。）
- （3）電子メールを受取った方が詐称された企業の何らかの会員（金融機関の場合は、インターネットバンキング、クレジットカード、キャッシュカードなど）であった場合、ID・パスワード、暗証番号やクレジットカード番号等の個人情報を入力してしまうケースがあり、これにより個人情報が詐取されます。
- （4）詐取した個人情報により、インターネットバンキング、キャッシュカードやクレジットカードの不正使用が行われます。

警察庁のホームページ

http://www.npa.go.jp/cyber/chuikanki/160604_1.html

以上